

太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例

〔平成 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

太宰府市議会委員会条例(昭和57年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務文教常任委員会 6人

ア 総務部の所管に属する事項

イ 市民福祉部のうち、税務課及び納税課の所管に属する事項

ウ 出納室、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項

エ 他の委員会の所管に属さない事項

(2) 建設経済常任委員会 6人

ア 建設経済部の所管に属する事項

イ 上下水道部の所管に属する事項

ウ 農業委員会の所管に属する事項

(3) 環境厚生常任委員会 6人

ア 地域健康部の所管に属する事項

イ 市民福祉部の所管に属する事項 (税務課及び納税課の所管に属する事項を除く。)

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。